

令和02年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年1月20日（水） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁 442会議室

3. 出席者：

【委員】（8名）

（会長）	1番	松本	俊治
（会長職務代理）	2番	庄治	郁夫
（委員）	3番	吉井	幸弘
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）神田 武史 （主査）松谷 卓人 （主事）中田 奈穂美
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 6名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第14号】 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

【議案第15号】 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づ

く承認に関する件

〈審議結果：承認〉

【報告第23号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第24号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長

出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。

初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は8名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

異議なしとのことですので、2番 庄治委員と3番 吉井委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第14号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案第14号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」でございます。

【議案書朗読】

今回の要領改正は、農地法の改正等に伴い、所要の規定を整備するために行うものです。主に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認に関することを報告事項から審議事項にし、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定に関すること及び同法第11条の規定に基づく承認に関することを審議事項に追加するため上程しています。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員
議長

(質問、意見なし)

なければ、議案第14号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

御異議がないようですので、議案第14号につきましては、承認することとします。続きまして、議案第15号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認に関する件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案第15号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認の件」でございます。

【議案書朗読】

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（以下、特定農地貸付法）は農

地法の特例を定めるものであり、農園開設者が一定の要件を満たした上で貸付規定を作成し、農業委員会が承認した場合に限り、農地法の特例として貸付けを行うことができます。

今回は、番号 1、番号 2 とともに、市が土地所有者から農地を借り受けて市民農園を開設するため、市から農業委員会に対し、申請書と貸付規定の提出がありました。

それでは、当日配付しております資料「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項各号判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

特定農地貸付法第 3 条第 3 項第 1 号は、貸付けの農地が、周辺の地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えないものであるかどうかを判断します。これについては農業委員と事務局で現地を調査し、適切かつ妥当であると判断しています。

次の第 2 号は、貸付けを受ける者の募集及び選考方法が公平かつ適正であるかどうかを判断します。これについては、広報誌による一般募集を行い、申込者が募集数を上回る場合は抽選により決定するため、公平かつ適正であると判断しています。

続いて第 3 号は、貸付規程に記載された貸付期間、その他の条件や適切な利用を確保するための方法が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切であるかどうかを判断します。この点については、資料のとおり貸付期間やその他の利用条件を定めており、内容を確認すると、適正かつ円滑な実施を確保できると判断します。

最後の第 4 号は、その他政令で定める基準に適合するものであるかどうかを判断します。政令で定める基準とは、「貸付農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものではない」ことであり、今回の農地は番号 1、2 とともに所有権に基づいて耕作の事業に供されているため、該当すると判断します。

以上、要件を全て満たすと考えております。議案の説明を終わります。

議 長
議 長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

まず、番号 1 について、奥村委員をお願いします。

奥村委員

議案第 15 号番号 1 についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地は耕作地として適正に管理されております。市民農園の開設については、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであり、特に問題ないと思われま。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長

次に、番号 2 について、吉村委員の説明となりますが、総会の出席委員数制限により欠席のため、吉村委員からの意見を事務局に代読してもらいます。

では、事務局、お願いします。

事 務 局

議案第 15 号番号 2 について、本日欠席されている吉村委員からのご意見を、事務局よりご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地は耕作地として適正に管理されております。市民農園の開設については、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであり、特に問題ないと思われま。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長

説明は終わりました。本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

川東委員 特定農地貸付規程の貸付条件の中に、「農作物栽培に必要としない物の搬出及び土及び耕作土の搬出」とありますが、具体的には何が考えられますか。

事務局 例えば市民農園に設置してある備品とかでしょうか。自分が使わないからといって勝手に搬出とかされると困りますし。具体的なものを想定しているわけではないのですが。

川東委員 分かりました。あともう1点ですが、農作物栽培に必要としない物を搬入された場合はどうなるのでしょうか。

事務局 その場合は、禁止事項に定めている「その他近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為」に該当すると思いますので、それに則って対応していきます。

川東委員 分かりました。

議長 他に御質問、御意見はありませんか。

光岡委員 番号1と番号2では、特定農地貸付規程で定める賃借料が異なっていますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 水道設備の有無で賃借料を変えています。

光岡委員 分かりました。

議長 他に御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 他になければ、議案第15号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認に関する件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第15号につきましては、承認することとします。続きまして、これより、報告案件に入ります。

事務局 まず、報告第23号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第23号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書8ページに1件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議 長

質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定していました報告案件はすべて終了しました。
これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。
引続き、農業委員会委員協議会を開催します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)